

「遊泳者等を水難事故等から守る条例（仮称）」制定検討に係る意見聴取会議設置要領

（目的）

第1条 「遊泳者等を水難事故等から守る条例（仮称）」制定の検討をするに当たり、外部有識者等から意見を聴取するため、「遊泳者等を水難事故等から守る条例（仮称）」制定検討に係る意見聴取会議（以下「本会議」という。）を設置する。

（委員）

第2条 本会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。
2 本会議に委員長を置き、委員のうちから互選する。
3 委員長は、会議の議事を運営する。
4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集及び解散）

第3条 本会議は、知事が必要に応じ、これを招集する。
2 本会議は、「遊泳者等を水難事故等から守る条例（仮称）」制定検討の終了をもって解散する。

（委員の役割）

第4条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
(1) 「遊泳者等を水難事故等から守る条例（仮称）」制定の検討に参考となる意見。
(2) その他条例制定の検討に当たり必要と認められる参考意見。

（委員の責務）

第5条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。
2 委員は、直接間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。
3 委員は、本会議で知り得た情報を公表してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が公表した情報については、この限りでない。

（委員以外の者の出席）

第6条 知事は、本会議において、より専門的な意見を聴くことが必要であると認めたときは、委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表

「遊泳者等を水難事故等から守る条例（仮称）」制定検討に係る意見聴取会議委員一覧

1 学識経験者

神戸大学大学院海事科学研究科 教授 古莊 雅生

同志社大学法学部 教授 川本 哲郎

2 レジャー関係者

株式会社大阪マリン 代表取締役 谷崎 大造

3 船舶関係者

京都府小型船安全協会 副会長 原 久

4 観光関係者

天野橋立観光協会 会長 宮崎 劭

5 漁業関係者

京都府漁業協働組合 専務理事 野村 知史

6 マスコミ関係者

京都新聞社 宮津・丹後支局長 石崎 立矢

7 救助関係者

京都府水難救済会 専務理事 東 宣行

8 行政等関係者

舞鶴海上保安部 警備救難課長

舞鶴市 観光商業課長

宮津市 産業振興室副室長

京丹後市 スポーツ観光・交流課長

与謝野町 商工観光課長

伊根町 地域整備課長